

2022 年度（令和 4 年度） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：釧路市

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 83.6% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 89.1% |
| 全職員 | 71.1% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 84.5% |
| 本庁課長相当職 | 88.0% |
| 本庁課長補佐相当職 | 100.0% |
| 本庁係長相当職 | 96.2% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 105.5% |
| 31～35年 | 97.1% |
| 26～30年 | 96.9% |
| 21～25年 | 98.3% |
| 16～20年 | 85.0% |
| 11～15年 | 95.6% |
| 6～10年 | 89.9% |
| 1～5年 | 67.2% |

【説明欄】

- ・職員の給与は、条例に基づいて決定しており、性別により差異は生じない。ただし、勤続年数、扶養の状況等が異なることから、差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が 38.75 時間未満の者については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・相対的に給与水準が高い医師職の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・相対的に給与水準が高い係長職以上の職員について、男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。
- ・時間外勤務手当及び扶養手当、住居手当の支給額について、男性職員による受給が多い。
- ・2(2)1～5年の欄について、相対的に給与水準が高い医師職の職員が、勤続年数が短い傾向にあり、かつ、当該男性職員の占める割合が女性職員よりも高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

2022年度（令和4年度） 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：釧路市

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 92.1% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 96.6% |
| 全職員 | 78.4% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 99.4% |
| 本庁課長相当職 | 102.1% |
| 本庁課長補佐相当職 | 100.0% |
| 本庁係長相当職 | 102.5% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 105.5% |
| 31～35年 | 101.5% |
| 26～30年 | 99.6% |
| 21～25年 | 98.3% |
| 16～20年 | 92.7% |
| 11～15年 | 96.6% |
| 6～10年 | 100.5% |
| 1～5年 | 102.6% |

【説明欄】

- ・職員の給与は、条例に基づいて決定しており、性別により差異は生じない。ただし、勤続年数、扶養の状況等が異なることから、差異が生じている。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週当たりの勤務時間が38.75時間未満の者については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・扶養手当及び住宅手当の支給額について、男性職員による受給が多い。
- ・夜勤等に伴う各種手当の支給が発生する看護師において、女性職員の占める割合が男性職員よりも高い。
- ・1全職員の欄について、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員について、女性職員の占める割合が男性職員よりも高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。